



上川地本ニュース

発行者：自治労北海道上川地方本部、発行者住所：旭川市永山6条19丁目 2011年11月8日第19号

当局の矛盾を許すな！

=秋期闘争団体交渉始まる=

11月7日、上川地本の先陣を切って、富良野市労連と旭川市労連(市職労・市学労・市病労・全水道)が団体交渉を実施しました。

富良野市労連は、午後6時から執行部・現評・青年部・女性部の役員24人が4時間に及ぶ1回目の総務部長交渉を実施しました。

交渉冒頭、春闘時に確認している「賃金は生活給である」「賃金労働条件は労使で決定する」ことを改めて確認し交渉をスタート。

国公の給与削減に関して「あくまでも国の独自削減であり、国家公務員の給与が削減となるから富良野市の給与を削減するものではない」「労使合意が基本である」との見解が示されたものの、月例給与については「人事院勧告に従い引き下げし、年間給与の調整は12月手当で減額調整する」とまったく矛盾する発言が飛び出しました。

また、現給保障制度については、回答書通り廃止とし、これ以上協議する気は無いといった態度でしたが、廃止した場合約90人に影響があり、毎月10,000円近く削減される人がいる中、どう仕事に対するモチベーションを保つのか、現給保障を受けている人たちが一番影響を受けることになると粘り強く訴え、給与改定と合わせ持ち帰らせ、理事者と協議の上再度交渉としました。

さらに、青年層の厳しい生活実態、高齢

者再任用制度の凍結解除、臨時職員の病気休暇の有給化など、これまでも必要性を訴えてきた項目に対して見解を問いたしましたが、回答書から前進した結果は得られず、今後の交渉に課題を残しました。

また、旭川市労連の交渉は、秋期闘争の課題ではなく、当局提案の①病気休暇・休職制度の見直し②現業職全廃について午後2時から行われました。

病気休暇・休職制度の見直しは、いずれも国並みにしたいという昨年の確定闘争時での当局提案の継続課題で、クーリング期間や経過措置などについて、持ち帰らせ再協議としました。

さらに、現業職の全廃は2008年に提案されたもので、2013年度末を持って現業職を全廃するというもので、当時いきなり新聞報道される経過もありました。

今交渉では、現場で「現業がなくなるから委託」という発言をする管理職がおり、あくまでも「単純労務」職をなくすということを抗議とともに再確認し、確定闘争とは切り離して、随時交渉をすすめることとなりました。

今後の交渉日程は、8日に士別市職労が総務部長交渉、愛別町職が10日に副町長交渉を予定しています。

